

不当労働行為事件の審査の状況

(令和7年上半期(1月～6月))

1 取扱状況

令和7年上半期の係属事件は4件で、うち新規申立てが1件、前年からの繰越しが3件であった。(単位:件)

年	区分	係属件数			終結件数	継続(繰越)
		前年繰越	新規申立て	計		
3		3(3)	2(2)	5(5)	1(2)	4(3)
4		3(3)	-()	3(3)	2(2)	1(1)
5		1(1)	1(3)	2(4)	-(1)	2(3)
6		3(3)	-(2)	3(5)	1(2)	2(3)
7		3	1	4	2	2

(注) 括弧書は、通年の件数

2 終結状況

令和7年上半期に終結した事件は2件で、関与和解によるもの及び一部救済命令によるものであった。(単位:件)

年	区分	取下げ・和解				命令・決定					計
		取下げ	無関与和解	関与和解	小計	全部救済	一部救済	棄却	却下	小計	
3		-()	-()	-(1)	-(1)	-()	1(1)	-()	-()	1(1)	1(2)
4		-()	-()	1(1)	1(1)	-()	1(1)	-()	-()	1(1)	2(2)
5		-()	-()	-()	-()	-()	-()	-(1)	-()	-(1)	-(1)
6		-()	-()	-(1)	-(1)	-()	-()	1(1)	-()	1(1)	1(2)
7		-	-	1	1	-	1	-	-	1	2

(注) 括弧書は、通年の件数

無関与和解:当事者の自主的な交渉により解決したもの

関与和解:労働委員会が関わった交渉により解決したもの

3 終結事件の概要等

番号	終結状況	申立ての概要	申立日	調査	終結日	審査期間	命令の概要
				審問			
1	一部救済	①新たに追加した職務手当を組合員に支給しないこと、②組合員に高齢者講習指導員資格を取得させないこと、③文書を掲示したことが、それぞれ不当労働行為に当たるとして申し立てられたもの	令 5 ・ 7 ・ 12	5 回 2 回	令 7 ・ 6 ・ 19	2 年 0 箇 月 (709 日)	③の文書の内容は、労使交渉を通じ賃金問題を解決しようとする組合の交渉方針に介入するものと認定し、掲示文書の撤去と、不当労働行為と認定された事実及び今後同様の行為をしない旨を明示した文書の掲示を命令。①及び②は棄却
2	関与和解	組合事務所の明渡請求が不当労働行為に当たるとして申し立てられたもの	6 ・ 9 ・ 3	3 回 2 回	7 ・ 6 ・ 19	10 箇 月 (290 日)	-